

豊かな学びの実現のための教職員定数の改善等及び
教育予算の拡充を求める意見書

近年、学校現場では、不登校やいじめへの対応、児童・生徒一人ひとりの発達特性への配慮、家庭環境に課題を抱える児童・生徒への対応など、求められる役割が大きく広がっており、多様な一人ひとりの子どもに柔軟な対応ができる体制の構築が必要である。

文部科学省の中央教育審議会では、子どもを取り巻く環境の変化や教員の負担増加が指摘されており、日本はOECD諸国との比較においても、教員の仕事時間が長い状況にあるとされている。

また、教員一人当たりの持ち授業時数や学校現場の人的体制も自治体によって違いがあり、教員が児童・生徒一人ひとりと向き合う時間の確保に影響を及ぼしている状況がある。

こうした中、学校現場では、教員だけでなく、心のケアを担うスクールカウンセラーや、家庭・福祉との連携を担うスクールソーシャルワーカーなど、専門人材による支援体制の充実が求められている。本県においても、こうした専門人材の配置が進められているが、自治体によって配置状況や支援体制に違いがあるため、国が配置を進めていく必要がある。

子どもたちがどこに住んでいても等しく教育を受けることができ、一定水準の教育環境が確保されるためには、国の責任において教職員定数の改善を進めるとともに、地域間格差が生じないように、必要な財政措置を講じることが重要である。

よって国会及び政府は、令和9年度の政府予算編成において次の事項を実現されるよう強く要望する。

- 1 すべての子どもの学びと育ちを保障するため、教職員定数を改善すること。
また、子どもたちが抱える課題の早期発見・支援に当たるスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを拡充すること。
 - 2 教育の機会均等と水準の維持・向上を図るため、義務教育費国庫負担制度を堅持するとともに、教育予算の拡充を図ること。
- 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 8 年 7 月 1 3 日

衆	議	院	議	長	}	殿	
参	議	院	議	長			
内	閣	総	理	大			臣
総		務		大			臣
財		務		大			臣
文	部	科	学	大			臣

神奈川県議会議長